

令和7年6月6日

厚生中学校保護者様

伊勢市立厚生中学校
校長 野村 知広

風水害並びに地震発生等に伴う生徒の登下校ならびに授業実施について
(お知らせ)

1 特別警報が発表された場合の対応について

『ただちに命を守る行動をとる』を原則に対応します。

(1) 始業前に特別警報が発表されている場合

◎ 登校せず、自宅待機をさせてください。警報が解除された場合は、2時間の余裕を持って授業を行います。通学路の安全を確かめて登校させてください。

(例・・・7時20分警報解除 → 9時20分までに登校)

◎ 午前9時までに警報が解除された場合には給食があります。

◎ 午前9時から午前11時までに警報が解除された場合には、午後から授業を行います。午後1時までに登校させてください。

(給食はありませんので、食事を済ませて登校させてください)

◎ 午前11時においても、なお上記の警報等が解除されていない場合は、当日の授業は行わず臨時休業日とします。

(2) 始業後に発表された場合

◎ 原則として授業を中止し、生徒を帰宅させます。

ただし、安全に帰宅させることが困難と思われる場合は、学校に待機させ、保護者と連絡をとりながら対処します。

2 暴風警報が発表された場合など、風水害による対応について

(1) 始業前に暴風警報が発表されている場合

◎ 登校せず、自宅待機をさせてください。警報が解除された場合は、2時間の余裕を持って授業を行います。通学路の安全を確かめて登校させてください。

◎ 午前9時までに警報が解除された場合には給食があります。

◎ 午前9時から午前11時までに警報が解除された場合には、午後から授業を行います。午後1時までに登校させてください。

(2) 始業後に発表された場合

◎ 原則として授業を中止し、生徒を帰宅させます。

ただし、安全に帰宅させることが困難と思われる場合は、学校に待機させ、保護者と連絡をとりながら対処します。

(3) 大雨・洪水、その他の警報が発表された場合の対応について

◎ 原則として通常どおり授業を行います。通学に危険と判断される場合は、校支援「保護者連絡帳」や本校HP等を通じて登校を見合わせる等の連絡をします。

◎ 授業中でも、状況に応じて帰宅させることがあります。

◎ 地域や天候の状況により、通学路に危険が生じる場合がありますので、学校の連絡がなくても、保護者の方の判断で自宅待機させるなど、安全確保に努めていただきますようお願いいたします。その際は必ず学校に連絡してください。

3 地震等による対応について

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

◎ 安全対策については、原則として次のとおりとします。

①南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- ・ 在校中の場合は、注意対応を取りながら平常通り過ごします。
- ・ 登校前の場合は、教育委員会の指示があるまで自宅待機とします。

②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- ・ 在校中の場合は、注意対応を取りながら学校生活を継続します。
- ・ 登校前の場合は、教育委員会の指示があるまで自宅待機とします。
- ・ 発生した地震による被害や地震関連情報の状況に応じて、下校（必要に応じて引き渡し）や休業の措置を講ずることもあります。

③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- ・ 在校中の場合は、学校活動を中止し、待機や引き渡しによる措置を講じます
- ・ 在宅中の場合は、1週間の休業を基本とし、登校させません。

④南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

- ・ 平常通りとします。

(2) その他の大規模地震（震度5弱以上）発生および沿岸地域の津波警報等が発表された場合

◎ 原則、生徒を学校に待機させ、保護者と連絡をとりながら対処します。なお、津波注意報が発表された場合には、当該地域の実情を勘案し、必要に応じて津波警報が発表された場合に準じた対応を行います。

4 その他

① 緊急時には、生徒の安全を最優先にし、安全が確保されてから登下校させることとします。

② 登校時に上記の警報が発令され、生徒が学校へ到着した場合には、保護者と連絡を取り、安全に下校できるよう対処します。

◎自宅待機または臨時休業日とした場合、生徒は原則として自宅学習とします。

その場合、可能であれば、タブレットを活用して連絡や学習の指示を行います。

◎全ての気象注意報・警報は市町単位で発表されることが、原則となっています。

「伊勢市」を含む地域に暴風警報・暴風雪警報が発令されている場合は、上記のとおり対処してください。

◎暴風警報以外の警報や注意報が出て、通学等に差し支える状況があれば、学校へご連絡ください。

◎ご家庭でも、地震発生等を含め、緊急時の生命・身体の安全確保のための確な対処が出来るように、『避難の約束』『連絡の方法』『避難場所（学校以外）』の確認など、話し合いをしておいてください。